

《専従者・従業員がいる事業主様へ》



専従者・従業員の

「納期特例の源泉所得税」は必ず納付する必要があります！

(1～6月の給料の源泉所得税預り金)

◆納付期限＝7月10日

◆源泉所得税がある場合＝各金融機関へ納付



◆源泉所得税が「0円」＝税務署へ納付書を提出

※ご不明の方は納期特例源泉所得税個別サポート予約をお願い致します。

【納付書の書き方】

◆源泉所得税の納付がある場合



◆源泉所得税の納付がない「0円」場合

お問い合わせは ☎ (0547) 35-4175 青色申告会まで